



目 次

告 示	ページ
○道路の区域変更 (道路課)	1
○道路の供用開始 (〃)	1
◎告示 (指定構造計算適合性判定機関への構造計算適合性判定の業務の委任)の一部改正 (建築指導課)	1
高知県公安委員会規則	
◎高知県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則	1
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に關し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (6・6 掲示)	2
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数(〃)	2
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (〃)	2

告 示

高知県告示第488号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成29年6月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成29年6月13日
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 窪川船戸
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡中土佐町大野	前	10.8 }	290

見大股976番1から 高岡郡中土佐町大野 見大股840番1まで		64.0	
	後	10.8 }	290
		64.0	

高知県告示第489号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 その関係図面は、平成29年6月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成29年6月13日
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 窪川船戸
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡中土佐町大野見大股 976番1から 高岡郡中土佐町大野見大股 840番1まで	290	平成29年6月13日

高知県告示第490号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第77条の35の8第2項の規定により指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更について届出があったので、平成27年7月高知県告示第413号 (指定構造計算適合性判定機関への構造計算適合性判定の業務の委任) の一部を次のように改正し、平成29年6月22日から施行する。
 平成29年6月13日
 高知県知事 尾崎 正直

3中(18)を(19)とし、(17)を(18)とし、(16)を(17)とし、(15)を(16)とし、3(14)中「いちご佐賀ビル」を「SONIC佐賀駅前ビル」に改め、3中(14)を(15)とし、(13)を(14)とし、(12)を(13)とし、(11)を(12)とし、(10)を(11)とし、
 「(9) 株式会社建築構造センター山陰事務所
 島根県松江市中原町6番地」
 を
 「(9) 株式会社建築構造センター三重事務所
 三重県四日市市浜田町12番18号 アーク四日市ビル7階
 (10) 株式会社建築構造センター山陰事務所
 島根県松江市中原町6番地」

に改める。

公安委員会規則

高知県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成29年6月13日
 高知県公安委員会委員長 織田 英正

高知県公安委員会規則第6号

高知県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

高知県公安委員会の事務の委任に関する規則 (平成4年公安委員会規則第2号) の一部を次のように改正する。
 第1条中「並びに」を「、」に、「第3項」を「第3項並びにストーカー行為等の規制等に関する法律 (平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。) 第17条第1項」に改める。
 第2条中「次条において」を「以下」に改める。
 本則に次の1条を加える。
 (ストーカー規制法第17条第1項の規定に基づく委任)

第5条 ストーカー規制法第17条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務を本部長に委任する。

- (1) ストーカー規制法第5条第1項の規定による命令
 - (2) 前号に掲げる命令をしようとする場合の聴聞
 - (3) ストーカー規制法第5条第3項の規定による命令
 - (4) 前号に掲げる命令に係るストーカー規制法第5条第3項に規定する意見の聴取
 - (5) 第1号及び第3号に掲げる命令に係るストーカー規制法第5条第6項又は第7項の規定による通知
 - (6) ストーカー規制法第5条第9項の規定による延長の処分
 - (7) 前号に掲げる延長の処分をしようとする場合の聴聞
 - (8) 第6号に掲げる延長の処分に係るストーカー規制法第5条第10項において読み替えて準用する同条第6項又は第7項の規定による通知
 - (9) ストーカー規制法第13条第2項の規定による報告徴収等
- 2 ストーカー規制法第17条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務を警察署長に委任する。
- (1) ストーカー規制法第5条第3項の規定による命令
 - (2) 前号に掲げる命令に係るストーカー規制法第5条第6項又は第7項の規定による通知
 - (3) ストーカー規制法第13条第2項の規定による報告徴収等 (第1号に掲げる命令をするために必要があると認めるときに行うものに限る。)

附 則

この規則は、平成29年6月14日から施行する。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、12,485人である。

平成29年6月6日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第39号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、170,705人である。

平成29年6月6日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成29年6月6日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知市選挙区	93,616人
室戸市・東洋町選挙区	5,064人
安芸市・芸西村選挙区	6,324人
南国市選挙区	13,408人
土佐市選挙区	7,872人
須崎市選挙区	6,428人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	8,099人
土佐清水市選挙区	4,246人
四万十市選挙区	9,829人
香南市選挙区	9,439人
香美市選挙区	7,666人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	3,286人
長岡郡・土佐郡選挙区	3,575人
吾川郡選挙区	8,662人
高岡郡選挙区	17,164人
黒潮町選挙区	3,404人